

更生施設利用者等社会復帰促進事業運営要領

平成 12 年 8 月 1 日
厚生 部

1 目的

この要領は、特別区人事・厚生事務組合（以下「組合」という）が管理する宿所提供施設において更生施設利用者等の地域社会での自立生活を助長するため、日常生活の援護を行う社会復帰促進事業（以下「事業」という）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業の内容

この事業は、次に定める援護を行う。

- (1) 住宅確保の相談・援助
- (2) 食事の助言・援助
- (3) 健康管理の相談・援助
- (4) 金銭管理の相談・援助
- (5) 地域及び職場での対人関係に関する相談・援助
- (6) 家族、親族との交流促進その他自立した社会生活を営むうえでの相談・援助
- (7) 求職活動及び就職に必要な知識・技能を取得するための活動に関する相談・援助
- (8) 前各号に掲げるほか、日常生活に関する必要な事項の相談・援助
- (9) 本事業を実施するための居室の一時利用及び居室内の什器備品類の無償貸与

3 事業の対象者

この事業における援護を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 更生施設等に入所している者で、早期に地域社会での自立生活の準備が必要な者
- (2) 社会的自立の意欲のある者
- (3) 一定程度の生活能力があり、共同生活を営むことができる者
- (4) 当該事業の運営上支障のある行動をしないと認められる者

なお、上記の者で、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による扶助を引き続き受けることが決定している者であつても援護対象とすることができる。この場合の取り扱いは「生活保護運用事例集」の例による。

4 援護の期間

概ね 6 ヶ月とする。

5 援護の場所

組合が管理する宿所提供施設のうち、別表により指定した施設において実施する。

6 援護の申請

措置権を有する福祉事務所（以下「実施機関」という）の長は施設長に対して生活保護法施行細則に基づく入所依頼を行い、組合管理者に対して利用申請書（第 1 号様式）を申請しなければならない。また、申請に当たっては実施機関の長の意見書（第 2 号様式）を添付するものとする。

7 援護の決定

組合管理者は、6 による事業の利用申請を受理した場合は、事業による援護を受けることを希望する者に対し、第 3 号様式または第 4 号様式により回答しなければならない。

8 援護の終結

組合は事業の利用者（以下「利用者」という）が前記3に掲げる要件を欠いたときの他、次の各号のいずれかに該当すると認めるときはこの事業の援護を終結することができる。

- (1) 地域社会における自立の目処が立ったとき。
- (2) 宿所提供施設の管理に関する指示に従わないとき。
- (3) 援護の期間を超えたとき。
- (4) その他の事由により援護の終結が適当とされたとき。

援護の終結に際して、実施機関の長は措置変更の手続きをとるものとする。なお、上記(1)以外の事由による援護の終結の場合は、実施機関の長は必要に応じて更生施設等への再入所手続きを行う。

9 利用者の自己負担

実施機関の長は定められた事務費を支弁するほか、利用者は共益費等必要な経費を事業を利用する期間に応じて負担する。

10 この要領に定めるものの他、事業に必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成12年8月1日から適用する。

附則 この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附則 この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附則 この要領は、平成26年10月1日から適用する。

附則 この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則 この要領は、令和2年4月1日から適用する。

別表

更生施設利用者等社会復帰促進事業実施施設

施 設 名	
宿 所 提 供 施 設	小 豆 沢 荘
	西 新 井 栄 荘
	葛 飾 荘
	江 東 荘
	新 幸 荘
	東 が 丘 荘